平成２１年（フ）第２８０４号
横浜市栄区笠間２丁目25番20号
債務者　天野　重松
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８０５号
横浜市栄区笠間２丁目25番20号
債務者　天野　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８０７号
神奈川県大和市南林間７丁目18番28号北十条ハイツ１号棟101
債務者　久木田陽治
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８４５号
横浜市港南区上永谷１丁目15番２号
債務者　三橋　祐介
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８４７号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目14番１―107号
債務者　本田　利美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６４号
横浜市鶴見区大東町９番地２　Ｔ．Ｓハイム大東204
債務者　松本クリスティーナケイコこと　ゴンドー　クリスティーナ　ケイコ
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３７号
横浜市瀬谷区三ツ境62番地29
債務者　鈴木美惠子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５２号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番２―502号
債務者　柳田由喜枝（旧姓越後）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６０号
横浜市青葉区美しが丘４丁目25番地５　第２栄和ビル302号
債務者　田中　道子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目19番３―602号
債務者　磯田　　進
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７４号
横浜市南区八幡町43番地　マークミュー横浜阪東橋301号
債務者　梅澤　和彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１０７号
横浜市中区矢口台100番地
債務者　川崎　慶子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８７号
北海道旭川市豊岡７条３丁目３番２号　マンション東
債務者　鈴木　征子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３５号
北海道旭川市豊岡15条７丁目４番13号２Ｆ
債務者　石川ゆかり（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６２号
北海道富良野市字上五区
債務者　金田　公毅
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７０号
北海道旭川市春光６条９丁目１番１―44号
債務者　笹原亜紀子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部